

第三者行為災害による求償について

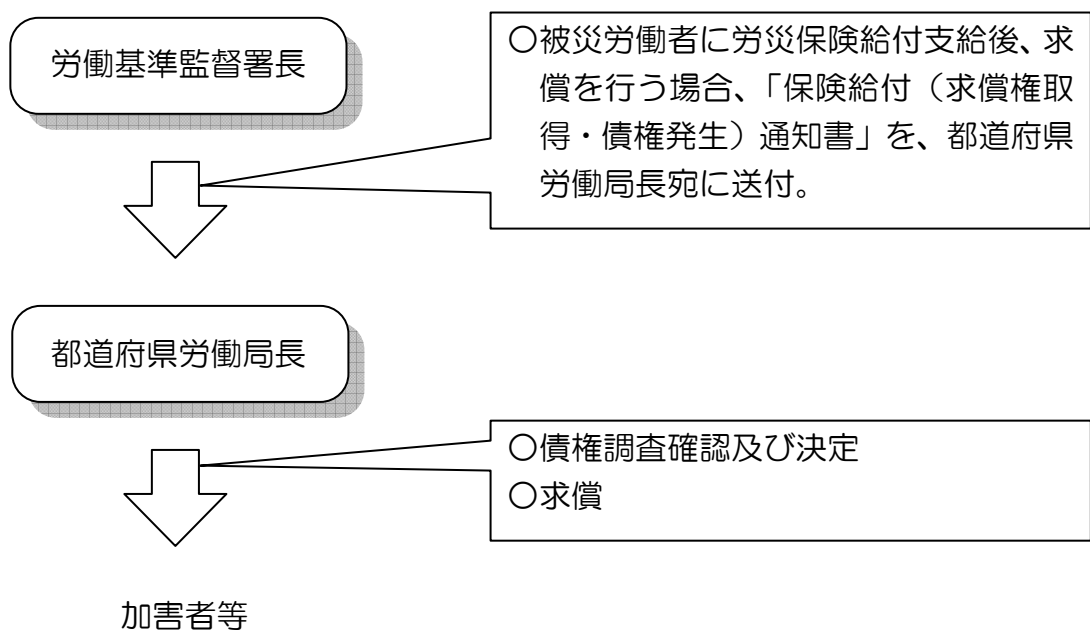
- 政府は、保険給付の原因である事故が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付をしたときは、その給付の価額の限度で、保険給付を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得することとされている（労災保険法第12条の4第1項）。
- 保険給付の原因である事故が第三者の行為によって生じた場合とは、当該事故について第三者に損害賠償責任が生じる場合であり、具体的には、第三者が不法行為責任（民法第709条等）、運行供用者責任（自動車損害賠償保障法第3条）等の責任を負う場合である。

【参照条文】

○労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）（抄）

第十二条の四 政府は、保険給付の原因である事故が第三者の行為によつて生じた場合において、保険給付をしたときは、その給付の価額の限度で、保険給付を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

② 前項の場合において、保険給付を受けるべき者が当該第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、政府は、その価額の限度で保険給付をしないことができる。



参考：第三者行為災害による求償状況（労災保険法第12条の4関係）

	合計（業務＋通勤）			
	合計（業務＋通勤）		その他（業務＋通勤）	
	決定件数	決定金額	決定件数	決定金額
平成16年度	16,345	約146億円	2,440	約10億円
平成17年度	16,307	約149億円	2,262	約8億円
平成18年度	15,008	約133億円	2,085	約6億円

	合計（業務）			
	合計（業務）		その他（業務）	
	決定件数	決定金額	決定件数	決定金額
平成16年度	6,349	約49億円	1,399	約6億円
平成17年度	6,070	約47億円	1,291	約4億円
平成18年度	5,209	約40億円	1,128	約3億円